

# 1 国民健康保険特別会計の状況

## (1) 款別歳入決算の前年度比較

款	平成30年度 決算額 (円) ①	令和元年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
国民健康保険税	1,338,169,006	1,315,071,210	△23,097,796	98.3
国庫支出金	0	1,353,000	1,353,000	皆増
療養給付費交付金	3,772,837	0	△3,772,837	皆減
県支出金	3,782,189,796	3,895,691,148	113,501,352	103.0
財産収入	4	4	0	100.0
繰入金	687,559,644	725,025,909	37,466,265	105.4
繰越金	328,734,040	89,501,033	△239,233,007	27.2
諸収入	23,936,681	13,598,865	△10,337,816	56.8
合計	6,164,362,008	6,040,241,169	△124,120,839	98.0

## (2) 款別歳出決算の前年度比較

款	平成30年度 決算額 (円) ①	令和元年度 決算額 (円) ②	前年度比 (円) ②-①	伸び率 (%) ②/①
総務費	63,690,017	53,536,565	△10,153,452	84.1
保険給付費	3,768,766,297	3,845,102,701	76,336,404	102.0
国民健康保険事業費納付 金	1,878,542,518	1,904,531,686	25,989,168	101.4
保健事業費	46,928,058	46,745,333	△182,725	99.6
基金積立金	4	4	0	100.0
諸支出金	316,934,081	75,592,933	△241,341,148	23.9
合計	6,074,860,975	5,925,509,222	△149,351,753	97.5

## (3) 款別歳入決算の状況

款	予算現額 (円) ①	調定額 (円) ②	収入済額(決算額) (円) ③
国民健康保険税	1,313,902,000	1,629,709,028	1,315,071,210
国庫支出金	1,354,000	1,353,000	1,353,000
療養給付費交付金	1,000	0	0
県支出金	3,950,983,000	3,895,691,148	3,895,691,148
財産収入	1,000	4	4
繰入金	733,478,000	725,025,909	725,025,909
繰越金	89,501,000	89,501,033	89,501,033
諸収入	8,000	14,883,070	13,598,865
合 計	6,089,228,000	6,356,163,192	6,040,241,169 ④

## (4) 基金残高の状況

区 分	平成30年度末現在高		令和元年度中の増減	
	①	市民一人当たりの現在高 ②(①/69,029人)	積立額 ③	取り崩し額 ④
国民健康保険事業財政調整基金	76,224	1	4	0

不納欠損額 (円) ①	収入未済額 (円) ②-③-④	予算現額に対する増減額 (円) ⑤-①	収入割合 (%)		
			対予算現額 ⑤/①	対調定額 ⑤/②	決算額構成比 ⑤/⑥
38,588,191	276,049,627	1,169,210	100.1	80.7	21.8
0	0	△1,000	99.9	100.0	0.0
0	0	△1,000	0.0	0.0	0.0
0	0	△55,291,852	98.6	100.0	64.5
0	0	△996	0.4	100.0	0.0
0	0	△8,452,091	98.8	99.9	12.0
0	0	33	100.0	100.0	1.5
0	1,284,205	13,590,865	169,985.8	91.4	0.2
38,588,191	277,333,832	△48,986,831	99.2	95.0	100.0

(単位 円)

令和元年度末現在高		前年度比	
⑥ (①+③-④)	市民一人当たりの現在高 ⑦ (⑥/69,209人)	⑥-①	市民一人当たりの現在高 ⑦-②
76,228	1	4	0

## (5) 保険税決算の状況

区 分	予算現額 (円) Ⓐ	調定額 (円) Ⓑ	収入済額(決算額) (円) Ⓒ	不納欠損額 (円) Ⓓ
現年度課税分	1,255,760,000	1,344,920,100	1,249,709,531	0
滞納繰越分	58,142,000	284,788,928	65,361,679	38,588,191
合 計	1,313,902,000	1,629,709,028	1,315,071,210 Ⓔ	38,588,191

## (6) 収入未済額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
令和元年度	95,210,569
平成30年度	58,926,246
平成29年度	42,582,301
平成28年度	38,551,196
平成27年度以前	40,779,315
合 計	276,049,627

## (7) 不納欠損額の内容

(単位 円)

区 分	国民健康保険税
地方税法第15条の7第4項	14人 906,849
地方税法第15条の7第5項	
地方税法第18条	619人 37,681,342
合 計	38,588,191

収入未済額 (円) ③-④-⑤	決算額 構成比 (%) ⑥/⑦	徴収率			被保険者一人当たりの 決算額	
		(%) ⑧/③	前年度 ⑨	対前年度 ⑧/③-⑨	(円) ⑩/⑪	被保険者 [令和 元年度末] ⑫
95,210,569	95.03	92.92	93.29	△0.37	99,869	13,168 人
180,839,058	4.97	22.95	26.31	△3.36		
276,049,627	100.00	80.69	79.85	0.84		

#### 地方税法（抜粋）

（滞納処分の停止の要件等）

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

2～3 略

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（地方税の消滅時効）

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(1)以下 略

## (8) 款別歳出決算の状況

款	予算現額 (円) Ⓐ	支出済額 (決算額) (円) Ⓑ	翌年度繰越額 (円) Ⓒ
総務費	59,485,000	53,536,565	0
保険給付費	3,957,405,000	3,845,102,701	0
国民健康保険事業費 納付金	1,904,532,000	1,904,531,686	0
共同事業拠出金	2,000	0	0
財政安定化基金拠出 金	1,000	0	0
保健事業費	72,097,000	46,745,333	0
基金積立金	1,000	4	0
諸支出金	75,705,000	75,592,933	0
予備費	20,000,000	0	0
合 計	6,089,228,000	5,925,509,222 Ⓓ	0

不用額 (円) ①-②-③	執行割合 (%)		市民一人当たりの決算額 (円) ②/69,209人
	対予算現額 ②/①	決算額構成比 ②/④	
5,948,435	90.0	0.9	774
112,302,299	97.2	64.9	55,558
314	100.0	32.1	27,519
2,000	0.0	0.0	0
1,000	0.0	0.0	0
25,351,667	64.8	0.8	675
996	0.4	0.0	0
112,067	99.9	1.3	1,092
20,000,000	0.0	0.0	0
163,718,778	97.3	100.0	85,618

科目	款	項		目		
	事業名	国民健康保険事業				
令和元年度 決算額	財 源 内 訳					
5,925,509,222円	国・県支出金	使用料・手数料	分担金・負担金・寄附金	地方債	その他	一般財源等
	3,895,691,148円	0円	0円	0円	25,200,004円	2,004,618,070円
主管 市民一人当たり の決算額	85,618円 (一般財源等ベース 28,965円)		単位決算額	441,313円 (被保険者 13,427人)		
保 険 年 金 課	1 事業目的 相互扶助の精神にのっとり、国民健康保険加入者の疾病、負傷、出産又は死亡に関し、保険給付を行う。					
	2 事業内容					
	(1) 一般状況					
	ア 年度平均（月平均）					
			区 分		内 容	
	世帯				8,449 世帯	
	被保険者		一般		13,420 人	
			退職者		7 人	
			合 計		13,427 人	
	前期高齢者被保険者 65歳～74歳（再掲）				5,444 人	
介護保険第2号被保険者（再掲）				4,411 人		
イ 指標実績						
		区 分		内 容		
保険税収入率（保険税収入額／保険税調定額）				80.69%		
現年課税分（収入額／調定額）				92.92%		
滞納繰越分（収入額／調定額）				22.95%		
1人当たり医療給付費（※1）				283,238円		
保健事業比率（※2）				3.56%		
※1 1人当たり医療給付費＝{療養諸費（審査支払手数料を除く）＋高額療養費＋移送費}／平均被保険者数（一般＋退職）						
※2 保健事業比率＝保健事業費／保険税収入額						
(2) 保険給付費（保険給付の状況）						
国民健康保険法及び清須市国民健康保険条例の規定による保険給付を行った。						
ア 療養給付費						
	区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	
	一般	246,076円	14,808円	223,014件	3,302,334,583円	
	退職者	129,079円	8,067円	112件	903,551円	
	合 計	246,015円	14,804円	223,126件	3,303,238,134円	
イ 療養費						
	区 分	1人当たり	1件当たり	件 数	事業費	
	一般	4,533円	7,164円	8,491件	60,828,171円	
	退職者	8,955円	6,965円	9件	62,688円	
	合 計	4,535円	7,164円	8,500件	60,890,859円	



ウ 審査支払手数料

支給額 (平均)	件 数	事業費
47 円/件	232, 338 件	11, 121, 847 円

エ 高額療養費

区 分	1 人あたり	1 件あたり	件 数	事業費
一般	32, 618 円	54, 956 円	7, 965 件	438, 185, 836 円
退職者	103, 585 円	362, 547 円	2 件	725, 094 円
合 計	32, 655 円	55, 034 円	7, 967 件	438, 910, 930 円

オ 出産育児一時金

支給額	件 数	事業費
420, 000 円/件	69 件	27, 327, 491 円

カ 葬祭費

支給額	件 数	事業費
50, 000 円/件	72 件	3, 600, 000 円

(3) 事業費納付金

県が財政運営上、県内市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じ決定した国保事業費納付金(保険料負担)を納めた。

ア 医療給付費

区分	1 人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者医療給付費	100, 873 円	13, 420 人	1, 353, 713, 170 円
退職被保険者医療給付費	43, 545 円	7 人	304, 815 円
合 計	100, 843 円	13, 427 人	1, 354, 017, 985 円

イ 後期高齢者支援金

区分	1 人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
一般被保険者後期高齢者支援金	30, 696 円	13, 420 人	411, 933, 836 円
退職被保険者後期高齢者支援金	14, 561 円	7 人	101, 924 円
合 計	30, 687 円	13, 427 人	412, 035, 760 円

ウ 介護納付金

区分	1 人あたり	被保険者 (年平均)	事業費
介護納付金	31, 394 円	4, 411 人	138, 477, 941 円

(4) 保健事業費

ア 特定健康診査等事業費

支給額 (平均)	件 数	事業費
9, 500 円/件	4, 280 件	40, 657, 883 円

イ 保健事業費 (人間ドック補助事業)

支給額 (限度額)	件 数	事業費
15, 000 円/件	234 件	3, 503, 100 円

3 事業成果

被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うとともに、特定健康診査、特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療に努め、社会保障及び市民保健の向上に寄与することができた。

国保制度改正による財政の県単位化の初年度として、適正な財政運営を行うことができた。

